

## 仕様書

### 1 委託業務名

和歌山県教育委員会 YouTube チャンネル「きい tube」管理運営業務委託

### 2 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 業務の目的

次に掲げる目的を達成するため、児童生徒や学校が自主的に作成した児童生徒の学びに関する動画を発信するための場として、YouTube チャンネル「きい tube」（以下、「きい tube」という。）を新たに立ち上げ、適切に管理運営を行う。

- (1) 児童生徒の学習成果や発表、各学校の取組を紹介し、和歌山県全域の実践力の向上を図る。
- (2) 児童生徒が社会に向けて動画を発信し、受動的な学びから能動的な学びに変容する機会を提供する。
- (3) 地域社会とのつながりを深め、次世代を担う学びの姿を広く伝える。

### 4 業務の内容

受託者は、次の各号に定める事業を行う。

- (1) クラウドを活用した動画の受付及び県教育委員会、市町村教育委員会、県内公立学校（以下、「動画投稿関係者」という。）間の連絡体制を整備する。
- (2) 「きい tube」投稿前の動画について、動画投稿にあたって求められる著作権や個人情報保護等に係る法令遵守や、社会通念上必要な情報モラルや配慮について、確認・修正するための体制を提案・整備する。
- (3) 動画の提出、内容確認、修正、最終投稿までの行程を明確化したフロー図を作成し、動画投稿関係者に周知し、効果的な「きい tube」の管理運営に必要な次の業務を行う。
  - ア 内容を確認・修正した動画について、カテゴリ分け等を行った上で、最終投稿する。投稿後の動画は、必要に応じ整理を行う。（動画の長さについては、短編（1本2～5分程度）と長編（1本5分以上～10分程度）を想定。対象動画数は、年間180本程度を予定。）
  - イ 提出された動画冒頭に挿入する共通のオープニング動画を作成する。
  - ウ 動画投稿関係者の意識向上を目指したサンプル動画を作成する。（動画の長さは、1本2分程度とし、5本程度。）
  - エ 動画撮影上の注意事項等を記載した資料等の作成への助言・提案を行う。
  - オ 本業務を遂行するために必要な人員・機材を確保し、予期しない事態に備えてバックアップ体制を整える。
  - カ 本業務を遂行するために、必要に応じて月1回程度の訪問打合せを行う。
  - キ 動画投稿に関係して問題が発生した場合は、動画投稿関係者に迅速に情報提供を行い、解決に向けた助言・提案を行う。必要に応じ、問題が発生した動画を削除し、県教育委員会に報告する。（動画削除を含む対応は、問題発生後24時間以内に実施）
  - ク 「きい tube」活用状況を把握するため、YouTube が提供する基本的な視聴データ等を分析し、提供すること。また、業務遂行の透明性を高めるため、動画の修正及び投稿に関する作業実績を記録し報告する。

なお、報告様式については、受託者と県が協議して定めるものとする。
  - ケ 「きい tube」の継続的な運用を目的として、現状の課題や工夫すべき点を具体的に分析し、取組改善に向けた提言等を含めた実績報告書を作成する。

## 5 スケジュール

全体スケジュールを以下のとおり。詳細なスケジュールについては、落札後すぐに県担当者と協議の上作成し、県の承認を得ること。

令和7年5月～令和7年6月	「きい tube」の開設準備 (サンプル動画の作成等を含む。)
令和7年6月～	動画撮影時の注意点等の周知及び動画受付開始
令和7年7月～	「きい tube」運用開始
令和7年10月	活用状況及び作業実績報告(7月～9月分)
令和8年1月	活用状況及び作業実績報告(10月～12月分)
令和8年2月中下旬	動画受付終了
令和8年3月中旬	活用状況及び作業実績報告(1～3月分) 実績報告書の提出

## 6 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

## 7 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 8 守秘義務

受託者及び業務従事者等(本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者)は、本業務に関し、受託事業者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示してはならない。また、本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

## 9 著作権等

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属する。  
また、著作権、肖像権等、他の個人、団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

## 10 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と緊密な連携を図ること。
- (2) 「きい tube」管理運営業務の実施に要する一切の経費は、委託費の中に含まれていること。
- (3) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度県と協議して決定するものとする。